

第 4 1 4 回  
令和 4 年度第 5 回北海道地方最低賃金審議会  
議 事 録

令和 4 年 8 月 2 4 日

北 海 道 労 働 局  
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和4年8月24日(水)9:56~10:28

2 場 所 札幌第一合同庁舎 2階講堂

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、亀野委員、西村委員  
労働者委員 大磯委員、金子委員、山田委員、和田委員  
使用者委員 桑原委員、柄目委員、藤原委員、守山委員、横島委員

【事務局】 佐藤労働基準部長、横溝賃金室長、龍瀧室長補佐、  
川村賃金指導官、小西賃金指導官

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金の改正決定に係る審議会の意見に対する異議申出について
- (2) 今後の特定最低賃金の審議について
- (3) その他

5 議事内容

○龍瀧室長補佐

これより、第5回北海道地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日は、公益側から國武会長代理がご都合により欠席されております。そして、労働側から布施委員がご都合により欠席されております。

本審議会は15名での構成となっております。よって、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の3分の2以上、または公労使委員のそれぞれ3分の1以上の出席という要件を満たしておりますので、有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、亀野会長に議事の進行をお願いいたします。

○亀野会長

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

労働者代表委員から和田委員、使用者代表委員から横島委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)北海道最低賃金の改正決定に係る審議会の意見に対する異議申出についてでございます。

当審議会におきましては、北海道最低賃金の改正について8月8日・月曜日、北海道労働局長に答申いたしました。この答申の要旨を最低賃金法に基づき公示したところ、当審議会の答申(意見)について異議の申出がなされました。

このため、本日、異議申出について諮問されると伺っています。  
それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

○龍瀧室長補佐

諮問文を読み上げます。

番号 北労発基0824第1号

日付 令和4年8月24日

宛名 北海道地方最低賃金審議会会長 亀野 淳 殿

発出者 北海道労働局長 友藤智朗

表題 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」から、最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいま諮問を受けました。

諮問に関して、挨拶があると伺っております。

それでは、挨拶をお願いいたします。

○佐藤労働基準部長

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、本日の審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本来、挨拶につきましては局長である友藤からあるところでございますけれども、よんどころない事情がございますして本日欠席させていただいております。そのため、私のほうから一言ご挨拶を申し上げます。

8月8日にいただきました審議会の答申の要旨を最低賃金法の規定に基づきまして公示いたしましたところ、昨日までに2件の異議の申出がございました。

このため、この異議の申出内容につきましてご審議を賜りたく、ただいま諮問させていただいたところでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

では、事務局から異議の申出の内容について説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

異議の申出の内容についてご説明します。

まず、皆様に配付しております資料No. 1、資料No. 2を御覧ください。

資料No. 1は、2022年8月19日付で北海道労働組合総連合からいただきました異議申出でございます。

異議申出の内容は下から2行、「記」以下になります。

1. 北海道最低賃金額を31円引き上げて時間額920円とする答申は容認できません。さらなる引上げを行うよう再審議を求めますという内容になります。

続きまして、資料No. 2。これは、令和4年8月22日付で、きよの社会保険労務士事務所からいただいた異議申出書でございます。

内容は、表題が2行ございまして、その下、「内容」以下になります。

改定決定は、議事内容が公開されておらず根拠が不明である。また920円という金額および上昇率は最低賃金法にある事業の公正な競争を阻害する。

労働者派遣法より令和3年8月6日職発0806第3号「令和4年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」により規定された職業安定業務統計による地域指数および令和4年8月5日東京労働局公示、東京最低賃金1072円より金額は858円に決定すべきである。

計算式1072円〔東京最低賃金〕÷107.4〔八王子計〕×85.9〔小樽計〕=857.4円  
(小数点以下切り上げ)

という意見が提出されております。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

この後、労使各側からご意見を伺いますが、その前に、以上の説明につきまして質問ございますでしょうか。

「ありません」

○亀野会長

よろしいでしょうか。

それでは、異議の申出について審議いたします。

労使各側のご意見をお伺いします。

まず、労働者側からご意見をお願いいたします。

○和田委員

おはようございます。私のほうからは、資料No. 2の異議申出について意見を申し上げたいと思います。

中身としては、施行規則に基づく異議申立ての、改定決定の根拠が不明であり、920円という金額及び上昇率は最低賃金法にある事業の公正な競争を阻害するという点でございます。

これについては、この間、使用者の皆様方と法における3要素、賃金、労働者の生計費、通常の事業の賃金支払能力、これらを材料に真摯に議論を重ねてきており、指摘については当たらないということを前提に、今お示しのありました内容の計算式に理解できない点があるため、記載のある令和3年8月6日職発0806第3号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の中にあるいわゆる地域指数について、もしよろしければ、まず事務局の説明をいただきながら、それを踏まえて意見を申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○亀野会長

はい。分かりました。

では、事務局のほうから少し説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

事務局から少し説明させていただきたいと思います。

まず、皆様の机上に配付させていただきました令和3年8月6日付職発0806第3号、「令和4年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」という通達について、若干説明させていただきたいと思います。

今から説明する内容は、当局の職業安定部需給調整事業課にも確認を取っております。

清野先生が引用されている数字とこの通達に関して、若干説明させていただきます。

まず、清野先生はいろいろ地域指数というものを引用しております。

まずは、5ページを御覧ください。

5ページの 番、地域指数。この地域指数とは、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金、ハローワークに求人のあった賃金の平均を基に、都道府県及び公共職業安定所の管轄地域別に、全国計を100としまして職業大分類の構成比の違いを除去して算定した指数ということになっております。

ここで、ちょっと分かりにくい表現がございます。「職業大分類の構成比の違いを

除去して算出した指数」というのは、需給調整事業課に確認しましたところ、ハローワークに求人がありまして、その求人の平均を取っていくわけですが、建設業とかサービス業という大分類ごとに集計しているようなのですが、ここで出した指数はそういった業種というものを取り払って、単純に平均したものですという説明を受けております。そこで、「職業大分類の構成比の違いを除去して算出した指数」という表現になっているようです。

それと、この通達はそもそもどういうものかと申しますと、働き方改革の中で、同一労働同一賃金といったものを行っていかねばならないということになっております。そこで、パート労働者、有期労働者、そして派遣労働者の処遇を改善しなければいけないということになります。そして、この通達は派遣労働者の処遇改善に係る通達でございます。

派遣労働者の処遇改善はどのようにやるかといいますと、2つのパターンがあります。派遣労働者と派遣先の労働者の処遇を比較して、処遇の改善を図るというやり方。もう一つが、派遣労働者の所属する派遣元会社の社内で労使協定を締結して処遇を改善していくという方法です。その中で、この通達は、派遣労働者の所属する派遣元会社で労使協定方式で処遇改善を図るに当たって活用してくださいという指標を示した通達ということになります。

そして、お手元の資料で「小樽計85.9」「八王子計107.4」という箇所に付箋をつけております。これは、ハローワークに求人を出した企業の平均の金額を出しまして、全国計を100として、それよりも高いか低い、それを数値で表したものであるということになります。

事務局からの説明は以上になります。

○亀野会長

よろしいでしょうか。

○和田委員

ありがとうございました。

それを踏まえて意見を申し上げたいと思います。

労働側の意見ということになりますけれども、説明いただいた内容については労働者派遣法に基づく労働者の公正な待遇を確保するためのもので、派遣先に雇用される通常の労働者との間での均等・均衡待遇の確保、あるいは労使協定による待遇確保を目的に発出された通知と理解いたします。

また、地域指数なるものは派遣就業場所の地域の物価等を反映するために職業安定業務統計の求人平均賃金を基にして導かれた指数と理解いたします。

したがって、この857.4円ですけれども、そもそもの考え方が違い、最低賃金のこれまでの議論とは意を異にするものと言えます。

さらに、「理由」の中で述べられている「経済成長を無視した最低賃金引き上げ」

という表現は、この間の日本の企業収益等を外に置き、生産性を向上させることができなかつたことをこの最低賃金引上げに求めるのはいささか疑問があるところがあります。

その他の理由も、我々、専門部会の皆さんと真摯に議論をした経過からすれば、既に尽くした議論と言わざるを得ず、この申出については棄却することが妥当と考え、意見を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

続きまして、使用者側からご意見をお願いいたします。

○桑原委員

使用者側を代表しまして意見を述べさせていただきます。

まず、北海道労働組合総連合の異議申出についてですが、内容は、基本的にはこれまでの審議会で議論してきた内容と認識しております。

申出書の趣旨は、31円の引上げが不十分ということだと思いますが、引上げ金額につきましては公労使で長時間審議を行い、使用者側は反対しましたが、採決によって目安を上回る引上げが決まったところであります。

最低賃金の引上げが可能となる中小企業支援策を強く求めていくことについては、審議会全体でも一致しております内容でございますし、答申文にも記載されております。

したがって、本件につきまして再審議の必要性はないものと思います。

もう一件の、きよの社会保険労務士事務所の異議申出についてですが、申出理由はともかくとしまして、生産性向上が伴わない中での大幅な引上げを問題視している点につきましては使用者側委員も主張してきた内容ではございます。

審議会では、コロナ禍が続くとともに、エネルギーや原材料価格の高騰を受けて先行きの不透明感が増している状況の中で、目安をも上回る31円という大幅な引上げは、厳しい経営を余儀なくされている中小企業への配慮が全く感じられず、納得できるものではないことを強く主張いたしましたが、認めていただけませんでした。

したがって、本件についても再審議の必要性はないものと思います。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○守山委員

よろしいですか。

○亀野会長

はい。

○守山委員

使用者側からの意見はただいま申し述べたとおりなのですが、きよの社会保険労務士事務所、こちらはたしか毎年異議申立てを行っておりますが、1点気になるのは審議の透明性の部分を、毎年挙げられています。その点については議事録の公開内容、但し全てを公開するという事は審議を円滑に進める上では私もいかがかと思いますが、議事録の公開については、もう少し検討してもよいのではないかと考えております。

○亀野会長

はい。分かりました。ありがとうございます。

審議の透明性につきましては、今後またこの審議会で皆様のご意見を聞きながら検討していきたいと思っております。

それでは、労使それぞれの意見を踏まえまして、当審議会といたしましては、2件の異議申立て内容につきまして既に当審議会において十分審議済みということで、棄却します。

よって、令和4年8月8日付の当審議会における北海道労働局長への答申内容を変更する必要性は認められないということで結審したいと思います。よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、異議なしということで、そのように決定したいと思います。

ありがとうございました。

では、答申文の協議に入ります。

事務局は、答申文(案)を配付した上で読み上げてください。

○龍瀧室長補佐

では、事務局から読み上げさせていただきます。

(案)



令和4年8月24日

北海道労働局長  
友藤 智朗 あて

北海道地方最低賃金審議会  
会長 亀野 淳

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和4年8月24日貴職から、令和4年8月8日付け北海道最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」からの異議申出に関し、意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月8日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。  
それでは、ただいまの答申文案でよろしいでしょうか。  
ご意見とかございますか。  
よろしいですか。

「はい」

○亀野会長

はい。  
それでは、これで答申文が確定いたしましたので、事務局はその写しを委員に配付した上で、答申文を用意してください。  
では、ただいまから答申いたします。  
答申を受けた後、挨拶があると伺っております。  
それでは、お願いいたします。

○佐藤労働基準部長

ただいま亀野会長から、8月8日付審議会答申の内容に変更はない旨の答申をいただきました。

今後は、10月2日の地域最低賃金発効に向けまして諸手続を進めてまいると同時に、審議会の報告にございました各種助成措置の周知、それから関係省庁等への要望等々含めまして粛々と事務手続あるいは行政活動を進めてまいります。

皆様方には、諮問以降、長期間にわたりまして地域最低賃金の決定に当たり多大なご努力をいただいたことにお礼申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。

議事(2) 今後の特定最低賃金の審議についてでございます。

まずは、事務局から内容を説明してください。

○龍瀧室長補佐

事務局から内容を説明させていただきます。

今後の特定最低賃金の審議についてですが、第1回目の特定最低賃金の専門部会は4業種合同で行いたいと思います。場所は、この2階講堂を考えております。

第1回目の専門部会の開催日時につきましては、今後、労使委員の任命後に日程調整をしまして、9月の早い時期に札幌第一合同庁舎の2階講堂にて開催したいと考えております。

2回目以降の専門部会の開催日につきましては、第1回目の専門部会において4業種の専門部会ごとに決めていただくことになります。

なお、各専門部会での結審が全会一致とならなかった場合や、特定最低賃金の答申に異議申出がなされた場合には、その業種に係る審議のための本審の開催が必要になります。あらかじめご承知おきください。

事務局からは以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

今ご説明がありましたように、日程調整をした上で、9月の早い時期に第1回目の4業種合同の専門部会を開催したいと思っております。

専門部会の委員になられる方は、引き続きご協力をお願いいたします。

これは、9月、まだ予定は決まっていないのですか。

○龍瀧室長補佐

まだ決まっておりませんが、9月6日の午前中か9月7日というところを中心に

調整したいと考えております。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

では、決まり次第早急に。皆さんお忙しいでしょうから、なかなか日程の確保が難しいと思いますので、なるべく早くお伝えいただければと思います。

○龍瀧室長補佐

はい。決まり次第、速やかにお知らせしたいと思います。

○亀野会長

最後に、議事(3)「その他」として、何かございますでしょうか。  
労働者側、いかがでしょうか。

「ありません」

○亀野会長

はい。  
使用者側、いかがでしょうか。

「ありません」

○亀野会長

はい。  
公益側、いかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。  
はい。  
事務局から何かございますか。

○龍瀧室長補佐

ありません。

○亀野会長

ないようですので、これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。